

令和2年度衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進助成事業実施要領

令和 2年 4月 1日
(公社) 福島県トラック協会

1 助成制度の対象

車両総重量3.5t以上～8t未満の事業用トラックへ装着された「衝突被害軽減ブレーキ装置」を導入した会員事業者（中小企業者）を対象とする。

ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

※ 中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2 予算及び対象台数

4,000,000円 40台

3 助成交付額

助成額は、装置取得価格の1/2で、上限100,000円

ただし、値引き等があった場合はその価格を取得価格として計算する。

1会員3台を上限とする。

※ 装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、当該装置の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼して下さい。（取得価格の確認出来ないものは、受付出来ません。）

4 助成対象装置

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

5 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日までとする。

※ 上記期間内であっても予算額に達した場合は終了とする。

6 要綱の適用

令和2年4月1日から適用する。